

地方公営企業法の適用に係る 検討課題について

平成25年8月

総務省自治財政局公営企業課

(イメージ図: 法非適用事業のみ)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

(地方財政法第6条の公営企業)

- 簡易水道
- 交通(船舶運航)
- 電気(法非適)
- 公共下水道
- 港湾整備
- 宅地造成
- 市場
- と畜場
- 観光施設

- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路
- その他

< 参照条文 >

地方財政法(昭和二十三年七月七日法律第九号)

(地方債の制限)

第五条 地方公共団体の歳出は、地方債以外の歳入をもつて、その財源としなければならない。ただし、次に掲げる場合においては、地方債をもつてその財源とすることができる。

- 一 交通事業、ガス事業、水道事業その他地方公共団体の行う企業(以下「公営企業」という。)に要する経費の財源とする場合
- 二 出資金及び貸付金の財源とする場合(出資又は貸付けを目的として土地又は物件を買収するために要する経費の財源とする場合を含む。)
- 三 地方債の借換えのために要する経費の財源とする場合
- 四 災害応急事業費、災害復旧事業費及び災害救助事業費の財源とする場合
- 五 学校その他の文教施設、保育所その他の厚生施設、消防施設、道路、河川、港湾その他の土木施設等の公共施設又は公用施設の建設事業費(公共的団体又は国若しくは地方公共団体が出資している法人で政令で定めるものが設置する公共施設の建設事業に係る負担又は助成に要する経費を含む。)及び公共用若しくは公用に供する土地又はその代替地としてあらかじめ取得する土地の購入費(当該土地に関する所有権以外の権利を取得するために要する経費を含む。)の財源とする場合

(公営企業の経営)

第六条 公営企業で政令で定めるものについては、その経理は、特別会計を設けてこれを行い、その経費は、その性質上当該公営企業の経営に伴う収入をもつて充てることが適当でない経費及び当該公営企業の性質上能率的な経営を行なつてもなおその経営に伴う収入のみをもつて充てることが客観的に困難であると認められる経費を除き、当該企業の経営に伴う収入(第五条の規定による地方債による収入を含む。)をもつてこれに充てなければならない。但し、災害その他特別の事由がある場合において議会の議決を経たときは、一般会計又は他の特別会計からの繰入による収入をもつてこれに充てることができる。

地方財政法施行令(昭和二十三年八月二十七日政令第二百六十七号)

(公営企業)

第四十六条 法第六条の政令で定める公営企業は、次に掲げる事業とする。

- 一 水道事業
- 二 工業用水道事業
- 三 交通事業
- 四 電気事業
- 五 ガス事業
- 六 簡易水道事業
- 七 港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)
- 八 病院事業
- 九 市場事業
- 十 と畜場事業
- 十一 観光施設事業
- 十二 宅地造成事業
- 十三 公共下水道事業

地方公営企業法(昭和二十七年八月一日法律第二百九十二号)

(この法律の適用を受ける企業の範囲)

第二条 この法律は、地方公共団体の経営する企業のうち次に掲げる事業(これらに附帯する事業を含む。以下「地方公営企業」という。)に適用する。

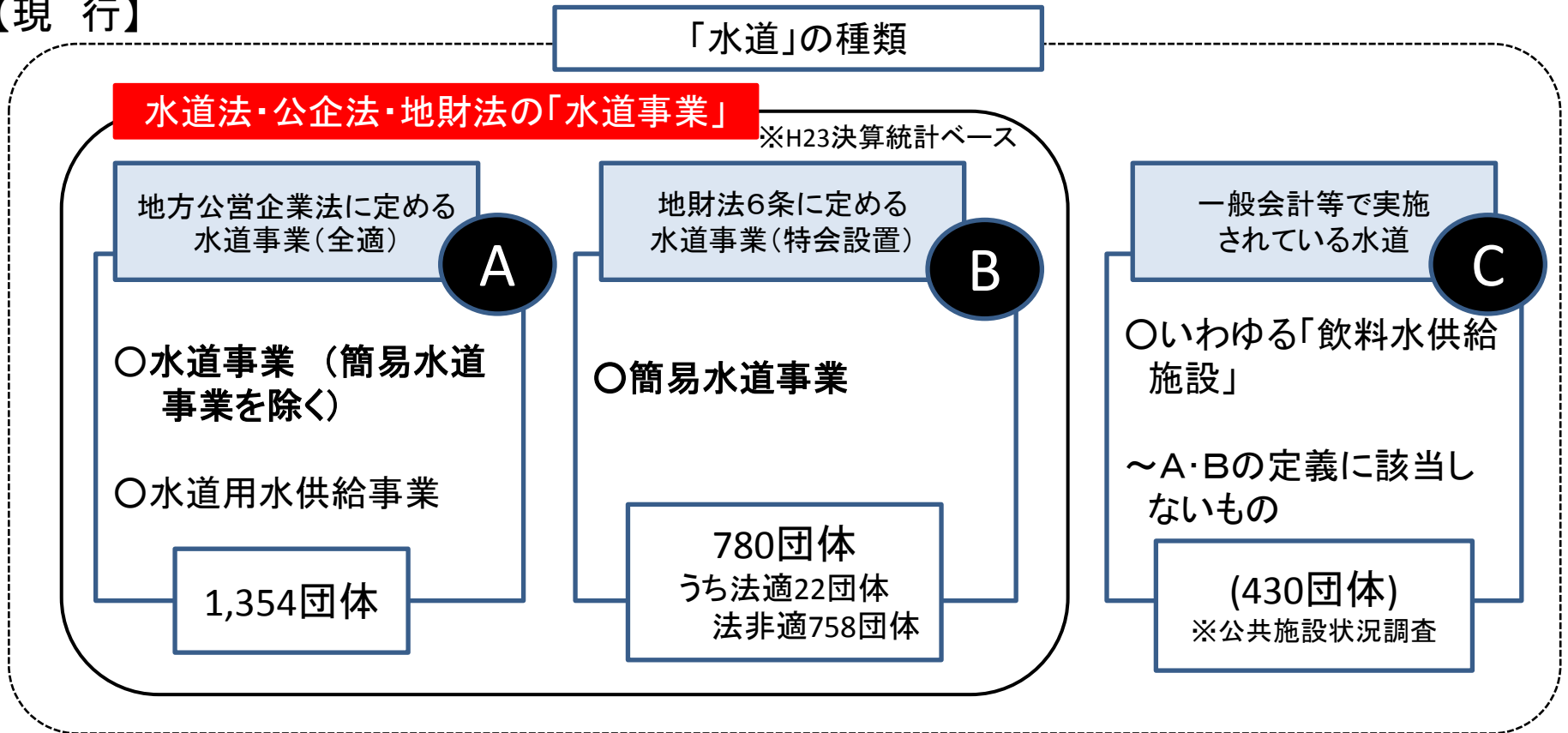
- 一 水道事業(簡易水道事業を除く。)
- 二 工業用水道事業
- 三 軌道事業
- 四 自動車運送事業
- 五 鉄道事業
- 六 電気事業
- 七 ガス事業
- 2 前項に定める場合を除くほか、次条から第六条まで、第十七条から第三十五条まで、第四十条から第四十一条まで並びに附則第二項及び第三項の規定(以下「財務規定等」という。)は、地方公共団体の経営する企業のうち病院事業に適用する。
- 3 前二項に定める場合のほか、地方公共団体は、政令で定める基準に従い、条例(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百八十四条第一項の一部事務組合(以下「一部事務組合」という。))又は広域連合(以下「広域連合」という。)にあつては、規約)で定めるところにより、その経営する企業に、この法律の規定の全部又は一部を適用することができる。

各事業の検討 目次

○簡易水道事業	…P. 4	○介護サービス事業	…P.37
○船舶運航事業	…P. 7	○有料道路事業	…P.41
○電気事業	…P.10	○駐車場整備事業	…P.43
○下水道事業	…P.13	○その他事業	…P.46
○港湾整備事業	…P.21		
○宅地造成事業	…P.24		
○市場事業	…P.29		
○と畜場事業	…P.31		
○観光施設事業	…P.33		

地方公共団体の行う水道事業について

【現 行】



【参考】水道法（抄）

- 第3条 この法律において「水道」とは、導管及びその他の工作物により、水を人の飲用に適する水として供給する施設の総体をいう。ただし、臨時に施設されたものを除く。
- 2 この法律において「水道事業」とは、一般の需要に応じて、水道により水を供給する事業をいう。ただし、給水人口が百人以下である水道によるものを除く。
- 3 この法律において「簡易水道事業」とは、給水人口が五千人以下である水道により、水を供給する水道事業をいう。
- 4 この法律において「水道用水供給事業」とは、水道により、水道事業者に対してその用水を供給する事業をいう。ただし、水道事業者又は専用水道の設置者が他の水道事業者に分水する場合を除く。（以下、略）

検討課題①

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

2. 留意点

- ① 厚労省の補助金との関係で、平成28年度までに水道事業の統合が推進されていることについてどう考えるか。

(参考)

平成23年度において、全国の簡易水道事業者について平成28年度末時点で存続する法非適簡水の事業数を調査した結果は以下のとおり。

事業数 ㉒ 769事業 ⇒ ㉘ 522事業 (3割減)

検討課題②

② 簡易水道事業の事業規模についてどう考えるか。

- ・事業規模平均(86百万円)を含む「50百万円～100百万円」の区分までで全体の7割強を占める。
- ・(最大)山梨県北杜市 (最小)福島県南相馬市。

(H23決算)

(単位:百万円)

区分	団体数				事業規模 (合計)	事業規模 (平均)	事業規模別団体数						最大 事業規模	最小 事業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 300百万円	300百万円～ 500百万円	500百万円～		
簡易水道事業	1	5	768	3	66,866	86	107	246	207	178	36	3	1,072	0.036

※事業規模:「営業収益」-「受託工事収益」

※全780事業のうち、事実上、事業を行っていない等の理由により23年度中に営業収益が生じていない3事業は、集計から除外している。

【簡水実施団体における上水道事業の実施状況】

- ・上水道のある団体は、簡水の法適化にあたり、そのノウハウ等の活用が可能であるが、全体の55%程度

- ・上水道のある団体:416団体(54.9%)
- ・上水道のない団体:342団体(45.1%)

③ 一般会計等において実施しているものについてどう考えるか。

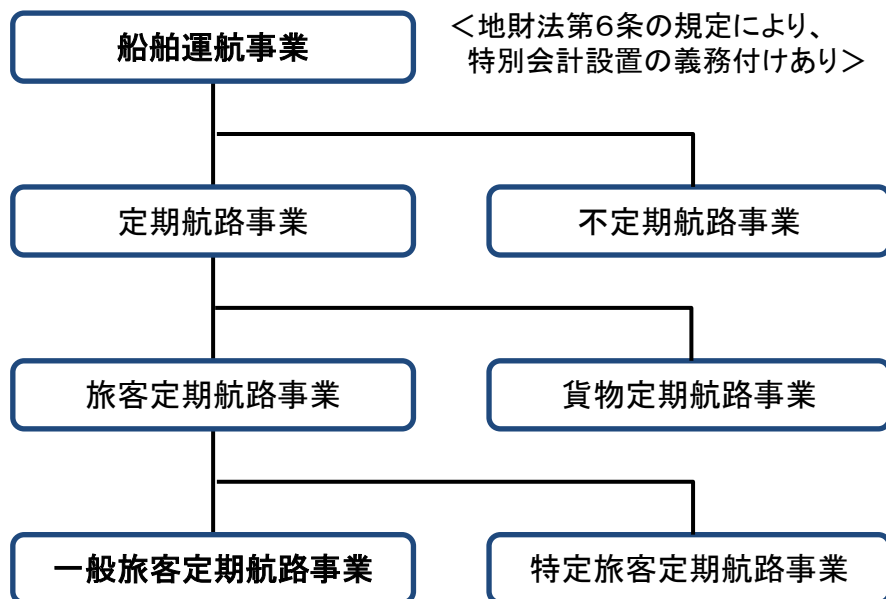
- ・抽出調査(66団体)を行ったところ、約4割が一般会計で実施しており、無料としている場合もあったところ。※約5割は、団体の判断で上水・簡水の一部として実施
- ・一般会計で実施している理由は、「人口が極めて少なく料金収入による運営が困難」とするものが多い状況。

地方公共団体の行う船舶運航事業について

【現 行】

海上運送法上の「船舶運航事業」

- 海上において船舶により人又は物の運送をする事業で港湾運送事業以外のもの。
- 現在、地方公営企業により実施されている事業は、13人以上の旅客定員を有する船舶により、定期的に、不特定の者の需要に応じて運航を行う「一般旅客定期航路事業」であり、46団体が実施。



<事業数(平成24年3月31日時点)>

	法適用	法非適用	計
都道府県	-	-	-
指定都市	-	2	2
市	4	19	23
町 村	2	17	19
一部事務組合	1	1	2
計	7	39	46

検討課題①

1. 「船舶運航事業」の範囲

- 地財法第6条に基づく指定事業として政令には「交通事業」とのみ規定され、決算統計において「交通事業のうち船舶運航事業」と整理

2. 財務規定を適用するメリット

- 任意に法適用を実施している7事業(全部適用3事業、財務適用4事業)について、調査を実施したところ、以下のように法適用のメリットを活用

- ・期間損益計算が適切になされる結果、使用料対象原価が明確に算定できる
- ・市民や議会に対し、財政状況の説明が容易であり、説明責任を果たすことができる
- ・所有する施設や設備等の固定資産の管理状況を基に、中長期的な観点から計画的な維持管理や改築更新ができる
- ・経営状況の明確化や独立採算制の原則により、職員の意識が高まり、経営効率の向上につながる
- ・現在では既に定着している地方公共団体における連結決算の策定等、地方公会計改革の方向性を先取りした取り組みにより、船舶事業の財政規律の向上につながるとともに、本市全体の財政健全化にも寄与している

(参考)任意適用の船舶運航事業

団 体 名		適用年月日	適用区分
鹿児島県	鹿児島市	S51. 4. 1	全部適用
長崎県	平戸市	S47. 4. 1	財務適用
愛知県	西尾市	S45. 4. 1	全部適用
沖縄県	伊平屋村	S44. 7. 1	財務適用
沖縄県	伊江村	S42. 7. 1	財務適用
広島県	江田島市	S36. 4. 1	全部適用
長崎県・熊本県	有明海自動車航送船組合	S31. 11. 20	財務適用

検討課題②

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い

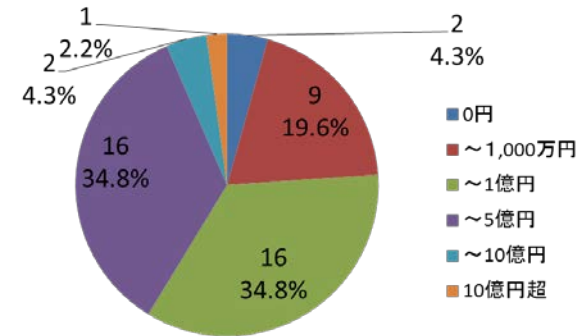
○ H23決算において、営業規模1千万円未満の事業が11事業あることをどう考えるか。

※ うち1事業は事業廃止済み、1事業は指定管理による。

※ これら2事業を除く44事業での営業規模の平均は、190,439千円。

○ 最も営業規模が小さい団体は長崎県五島市の約130万円。

<参考：H23決算における営業規模の分布>



(2) 一般会計において実施している船舶運航事業の取扱い

○ 法令上の船舶運航事業に該当していても、無償等の理由により一般会計において実施しているケースがあることをどう考えるか。

(広島県呉市)

「離島住民のための生活航路であり、収益を見込めないため」

(宮崎県日南市)

「市の政策的な考え方として収支の符合を求めているため」

(香川県直島町)

「スクールボートとしての利用、救急船や離島飲料水の水質検査、ごみの収集などと多岐にわたり住民の福祉的な要素が強く、年間収入額も少額のため」

参考：地方公営企業法逐条解説にいう「企業」の3要件

- (1)財貨又はサービスを相当の対価を得て給付するという経済行為を行うものであること
- (2)経営に要する経費を主としてその経営に伴う収入で賄うことができるものであること
- (3)永続的な事業体であること

地方公共団体の行う電気事業について

【現 行】

電気事業法上の「電気を供給する事業」

公企法・地財法の電気事業

※H23決算統計ベース

地方公営企業法に定める
電気事業(全適)

A

電気事業法に定める電気事業
及び卸供給

- ①一般電気事業
- ②卸電気事業
- ③特定電気事業
- ④特定規模電気事業
- ⑤卸供給

26団体

地財法6条に定める
電気事業(特会設置)

B

【定義】

「売電という一定のサービスの
対価としての収益を得、かつ、
維持補修期間を除き、ほぼ通年
継続的、反復的な売電を実施し
ている事業」

37団体

一般会計等で実施する
電気事業

C

・Bの定義に該当しない電気事業

(例)

自家消費を主たる目的とした公
共施設等での太陽光発電 等

多数

【参考1】電気事業法(昭和39年7月11日、法律第170号)(抄)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

9 電気事業 一般電気事業、卸電気事業、特定電気事業及び特定規模電気事業をいう。

11 卸供給 一般電気事業者に対するその一般電気事業の用に供するための電気の供給(振替供給を除く。)であつて、経済産業省令で定めるものをいう。

【参考2】電気事業法施行規則(平成7年10月18日、経済産業省令第77号)(抄)

第3条 法第2条第1項の経済産業省令で定める電気の供給は、次のとおりとする。

1 供給の相手方たる一般電気事業者との間で10年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が1,000キロワットを超えるもの

2 供給の相手方たる一般電気事業者との間で5年以上の期間にわたり行うことを約している電気の供給であつて、その供給電力が10万キロワットを超えるもの

検討課題①

1. 電気事業の定義

○A区分の電気事業(地方公営企業法が全適となる電気事業)

→電気事業法に定める電気事業及び卸供給

※「地方公営企業法の施行に関する取扱いについて」(いわゆる「基本通知」)(S27.9.29)

「法定事業は、原則として、水道法、工業用水道事業法、(中略)、電気事業法及びガス事業法にいうそれぞれの事業」

○B区分の電気事業(地財法第6条に基づく指定事業として特会設置の義務付けがある電気事業)

→従来より「売電という一定のサービスの対価としての収益を得、かつ、維持補修期間を除き、ほぼ通年継続的、反復的な売電を実施している事業」として整理



次期臨時国会から電気事業法について累次の改正が予定されており、必要に応じて電気事業法の改正内容を踏まえる必要あり

2. 財務規定を適用するメリット

○ 再生可能エネルギー固定価格買取制度が平成24年7月より開始されており、新規に発電事業を実施する団体が増加することが見込まれ、財務規定の適用によって、事業のより正確な採算性の検討に資するものと考えられる

検討課題②

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い (B区分)

○大規模な水力発電を中心とするA区分の電気事業に比べ、風力・ごみ発電を中心とするB区分の電気事業は小規模な事業が多いことをどう考えるか

※1億円未満の事業が6割強を占め、最も営業規模が小さい事業は約130万円

(単位: 百万円)

	団体数				営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	企業団			0円～ 1千万円	1千万円～ 5千万円	5千万円～ 1億円	1億円～ 3億円	3億円～ 5億円	5億円～		
A区分の電気事業	25		1		68,988	2,653					2	24	7,598	390
B区分の電気事業	1	4	26	4	5,032	144	2	18	2	8	3	2	1,121	1

※営業規模: 営業収益－受託工事収益

※B区分の電気事業37事業のうち、建設中等の理由により23年度中に営業収益が生じていない2事業は、集計から除外している。

(2) 一般会計等で実施される電気事業の取扱い (C区分)

○一般会計で実施されている電気事業の概要については、団体への聞き取り調査によると、

- ①学校等の公共施設に太陽光パネルを設置する太陽光発電が発電施設数の大部分を占めており、売電額が平均で数十万程度の小規模な事業が多い
- ②主に市町村で実施されるごみ発電については、自家消費を主たる目的として実施しているケースが多い
(さいたま市)
「ごみ焼却施設の余熱利用として発電し、所内使用を主として余剰分のみを売電」
(旭川市)
「ごみ焼却施設の焼却熱を二次的に活用し、焼却施設及び関連施設への電力供給を主目的として発電しているもので、余剰分を売電しているにすぎず、売電を主目的とするものではない」
- ③風力発電については、環境保全のシンボルや新エネルギー導入促進のモデルとしての取扱いなど、環境政策の一環として実施

となっており、取扱いをどう考えるか

地方公共団体の行う下水道事業について

【現 行】

「下水道事業」

広義の下水道

公営企業として実施されているもの

下水道法上の下水道

①

公共下水道(広義)

公共下水道(狭義)

流域下水道

特定公共下水道

特定環境保全公共下水道

下水道法上の下水道以外のもの

農業集落排水施設

漁業集落排水施設

林業集落排水施設

②

簡易排水施設

小規模集合排水処理施設

特定地域生活排水処理施設

個別排水処理施設

③

一般会計等で実施されているもの

下水道法上の下水道

都市下水路

下水道法上の下水道以外のもの

コミュニティ・プラント

合併処理浄化槽

	法適用	法非適用	計
都道府県	6	75	81
指定都市	34	13	47
市	339	1,547	1,886
町村	73	1,513	1,586
一部事務組合	2	23	25
計	454	3,171	3,625

※表内の数値は「公営企業として実施されているもの」の数値であり、「一般会計等で実施されているもの」については含まれていない。

地方公共団体の行う下水道事業について

「下水道事業の事業数」

○法適用企業

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	1	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	6
指定都市	18	-	10	-	3	-	-	-	-	2	1	34
市	157	2	87	1	50	7	1	2	10	13	9	339
町村	30	-	16	-	17	2	-	-	1	4	3	73
一部事務組合等	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2
計	208	4	113	4	70	9	1	2	11	19	13	454

○法非適用企業

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	3	1	21	39	10	1	-	-	-	-	-	75
指定都市	1	-	1	-	8	2	-	-	-	1	-	13
市	560	6	267	-	401	82	10	8	40	120	53	1,547
町村	405	-	345	-	429	76	15	16	28	124	75	1,513
一部事務組合等	14	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	23
計	983	7	640	42	848	161	25	24	68	245	128	3,171

○合計

	公共	特公	特環	流域	農集	漁集	林集	簡排	小排	特排	個別	計
都道府県	4	3	21	42	10	1	-	-	-	-	-	81
指定都市	19	-	11	-	11	2	-	-	-	3	1	47
市	717	8	354	1	451	89	11	10	50	133	62	1,886
町村	435	-	361	-	446	78	15	16	29	128	78	1,586
一部事務組合等	16	-	6	3	-	-	-	-	-	-	-	25
計	1,191	11	753	46	918	170	26	26	79	264	141	3,625

(注) 区分の欄のうち、「公共」は公共下水道を、「特公」は特定公共下水道を、「特環」は特定環境保全公共下水道を、「流域」は流域下水道を、「農集」は農業集落排水施設を、「漁集」は漁業集落排水施設を、「林集」は林業集落排水施設を、「簡排」は簡易排水施設を、「小排」は小規模集合排水処理施設を、「特排」は特定地域生活排水処理施設を、「個別」は個別排水処理施設をそれぞれ略したものである。

地方公共団体の行う下水道事業について①

【現 行】

①下水道法上の下水道

●公共下水道(下水道法第2条第3号)

【事業数 1,191事業(都道府県:4 市町村1,171 一部事務組合等 16)】

主として市街地における下水を排除し、又は処理するために地方公共団体が管理する下水道で、終末処理場を有するもの又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のもの

※ なお、下記はいずれも下水道法第2条第3号の「公共下水道」

・特定公共下水道(下水道法施行令第24条の2第1項第1号イ)

主として、特定の工場又は事業場での事業活動に伴って排出される汚水を排除若しくは処理するためのもの

・特定環境保全公共下水道

公共下水道のうち市街化区域以外の区域において実施されるもの

●流域下水道(下水道法第2条第4号)

【事業数 46事業(都道府県:42 市町村 1 一部事務組合等 3)】

河川や湖沼、海域等の公共用水域の水質環境基準の達成並びにそれら流域における生活環境の改善等を図るため、2以上の市町村の区域における下水を排除するものであり、かつ終末処理場を有するもの

地方公共団体の行う下水道事業について②

【現 行】

②下水道法上の下水道以外のもの(その1)

●集落排水施設

①農業集落排水施設 【事業数 918事業(都道府県:10 市町村 908)】

農業用排水の水質保全に寄与するため、農業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業

②漁業集落排水施設 【事業数 170事業(都道府県: 1 市町村 169)】

漁業集落衛生環境の向上、漁港及び周辺水域の水質保全に寄与するため、漁業集落におけるし尿、生活雑排水等の汚水、汚泥又は雨水を処理する施設を整備する事業

③林業集落排水施設 【事業数 26事業(都道府県: 0 市町村 26)】

山村地域の生活環境基盤の整備を促進するため、林業経営及び集落のし尿及び雑排水を集合して処理するために必要な施設を整備する事業

④簡易排水施設 【事業数 26事業(市町村のみ)】

山村等の中山間地域において、食料供給機能等の多面的機能の強化による地域の活性化と定住の促進のため、各戸から排出されるし尿及び生活雑排水を集合処理する施設を整備する事業

⑤小規模集合排水処理施設 【事業数 79事業(市町村のみ)】

市町村が汚水等を集合的に処理する施設であって、小規模なものの整備促進を図るため、地方単独事業により実施するものも下水道法上の下水道以外のもの

※ ①、②、③及び④は農林水産省の補助事業

⑤は総務省の通知に基づく地方単独事業

※ いずれも法令上の位置づけはないが、これら5事業について「集落排水施設」として規定している例あり(地域再生法第5条)

地方公共団体の行う下水道事業について③

【現行】

③下水道法上の下水道以外のもの(その2)

●浄化槽(浄化槽法第2条第1号)

①特定地域生活排水処理施設【事業数 264事業(市町村のみ)】

環境省所管の浄化槽市町村整備推進事業として整備されるものであり、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図るため、浄化槽を整備する事業

②個別排水処理施設【事業数 141事業(市町村のみ)】

下水道や農業集落排水施設等により汚水等を集合的に処理することが適当でない地域について、生活雑排水等の処理の促進を図るため、地方単独事業により実施するもの

※ ①は環境省の補助事業

②は総務省の通知に基づく地方単独事業

検討課題①

1. 「下水道法上の下水道以外のもの」の定義の明確化

「下水道事業」

	下 水 道		集落排水施設		浄 化 槽	
事業名	○公共下水道 ○特定公共下水道 ○特定環境保全 公共下水道	○流域下水道	○農業集落 排水施設 ○漁業集落 排水施設 ○林業集落 排水施設 ○簡易 排水施設	○小規模集合 排水処理施設	○特定地域生活 排水処理施設	○個別排水 処理施設
法律の 根拠等	下水道法 第2条第3号	下水道法 第2条第4号	法令上の位置づけはないが、 「集落排水施設」として規定 している例あり(地域再生法 第5条)		浄化槽法第2条第1号	
			農林水産省 の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上等	地方単独事業 ※住宅戸数 2戸以上 20戸未満	環境省の補助事業 ※住宅戸数 20戸以上	地方単独事業 ※住宅戸数 20戸未満
特別会計 設置義務	あり (地方財政法施行令 第46条第13号)	なし ※下水道事業債の対象事業とするための要件として、特別会計を設置するよう通知				

- 下水道事業債の対象となる事業は、地方債同意等基準で明示(全11事業存在)
- 地方公共団体金融機構法第28条(業務の範囲)では「下水道事業」と規定(特段、定義規定を置いていない)
→ 機構の貸付け範囲は、下水道事業債の対象範囲と同一

※ これらの他、一般会計で設置管理されているものあり(浄化槽:31事業)

検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

○ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に

（建設投資から管理運営の段階へと移行しつつある中、損益取引と資本取引の区分で経営状況等を明確に把握し、その分析を通じて将来の経営計画が策定可能となる。）

○損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に

○経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上

（業務量増加に伴い収益が増加する場合、当該業務に要する経費について予算超過の支出が認められる（予算の弾力条項）。）

○住民や議会によるガバナンスの向上

（使用料改訂を住民や議会に説明する際、財政状況や使用料改定の必要性を明確に説明可能となり、理解を得やすい。）

検討課題②

3. 留意点

(1) 小規模事業の取扱い

○林業集落排水施設、簡易排水施設、小規模集合排水処理施設は営業規模が1,000万円未満の事業のみ

<営業規模別 事業区分別 事業数>

(単位:事業数)

	0円	~100万円	~1,000万円	~1億円	~5億円	~10億円	~50億円	50億円超		0円	~100万円	~1,000万円	~1億円	~5億円	~10億円	~50億円	50億円超
公共	20	4	6	263	433	161	239	65	林集	0	15	11	0	0	0	0	0
特公	0	0	1	4	4	1	1	0	簡排	0	18	8	0	0	0	0	0
特環	33	11	88	467	147	6	1	0	小排	0	52	27	0	0	0	0	0
流域	1	0	0	0	4	6	23	12	特排	1	17	110	130	6	0	0	0
農集	11	16	225	550	115	1	0	0	個排	0	45	77	19	0	0	0	0
漁集	2	11	93	64	0	0	0	0									

(2) 一般会計において設置管理している浄化槽についてどのように考えるか

- 全国調査を行ったところ、一般会計において設置管理している浄化槽は31事業あり、無料としている事業も11事業あったところ
- 一般会計で実施している理由は、「事業規模が小さく、独立採算によることが困難」とするものが多い状況

(3) 流域下水道について、都道府県が直接使用料を徴収せず市町村からの負担金により事業を運営していることをどのように考えるか

- 流域下水道は他の下水道事業と違い、設置管理をしている都道府県が直接使用料を徴収することはなく、流域下水道に接続している関連市町村から負担金を徴収して事業を運営

地方公共団体の行う港湾整備事業について

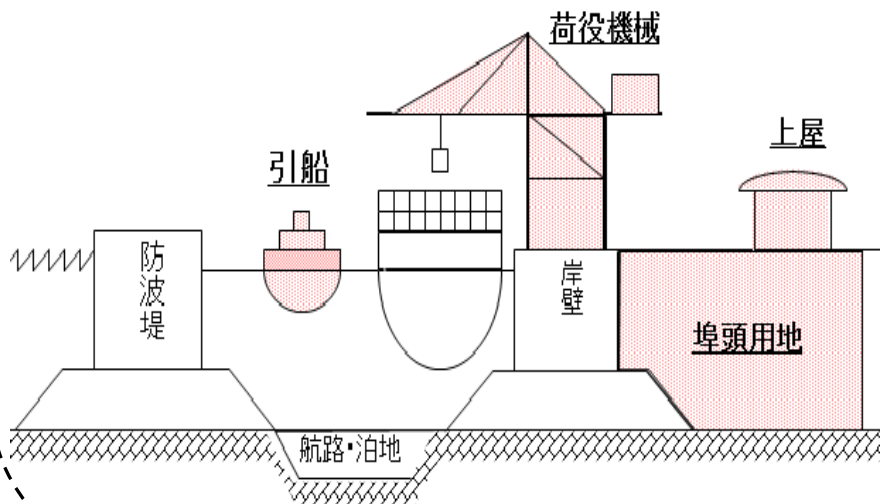
【現 行】

「港湾整備事業」

港湾基本施設（泊地・防波堤・岸壁等）の整備と一体となり、港湾の機能を効率的に発揮するために必要な埠頭用地、上屋、荷役機械、引船、貯木場等の施設を整備し、当該施設の使用料を徴収し管理・運営する事業。

※港湾基本施設の整備は公共事業により実施

<港湾整備事業（網掛け箇所）>



<事業数（平成23年度決算統計）>

	法適用	法非適用	計
都道府県	2	36	38
指定都市	2	4	6
市	3	28	31
町 村	—	18	18
一部事務組合	1	5	6
計	8	91	99

検討課題①

1. 港湾整備事業の範囲について

○地方財政法施行令における定義(令第46条第7号)

- ・港湾整備事業(埋立事業並びに荷役機械、上屋、倉庫、貯木場及び船舶の離着岸を補助するための船舶を使用させる事業に限る。)

(参考:港湾法との関係)

○港湾法第2条第5項

六 荷さばき施設 固定式荷役機械、軌道走行式荷役機械、荷さばき地及び上屋

八 保管施設 倉庫、野積場、貯木場、貯炭場、危険物置場及び貯油施設

十三 港湾役務提供用移動施設 船舶の離着岸を補助するための船舶、船舶のための給水、給油及び給炭の用に供する船舶及び車両並びに廃棄物の処理の用に供する船舶及び車両

検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能
(埠頭用地や荷役機械等の大規模なストックが存在)
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
(国際競争を踏まえた迅速な経営判断が可能)
- 住民や議会によるガバナンスの向上

※財務規定の適用による港湾経営の効率化は、国際競争力の向上にも資する可能性

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が20事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は京都府舞鶴市(貯木場所有)の0万円。

単位: 百万円

区 分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			~10万円	10万円~ 50万円	50万円~ 100万円	100万円~ 500万円	500万円~ 1000万円	1000万円 ~		
港湾整備事業	38	6	49	6	99	61,010	616	20	16	7	27	13	16	5,151	0

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

地方公共団体の行う宅地造成事業について

【現 行】

「宅地造成事業」

宅地造成事業は、造成された用地を企業等に売却することにより採算を確保する事業であり、

- ・臨海土地造成事業及び内陸工業用地等造成事業
- ・流通業務団地造成事業
- ・都市開発事業（土地区画整理事業、市街地再開発事業等）
- ・住宅用地造成事業

＜事業数（平成23年度決算統計）＞

の総称をいう。

	法適用	法非適用	計
都道府県	29	44	73
指定都市	4	18	22
市	12	235	247
町 村	4	107	111
一部事務組合	1	5	6
計	50	409	459

検討課題①

1. 「宅地造成事業」の定義の明確化

・「宅地造成事業」の対象事業

地方債計画の「地域開発事業」は、臨海土地造成事業、内陸工業用地等造成事業、流通業務団地造成事業、都市開発事業及び住宅用地造成事業の5事業を対象としている。

→ これらの5事業の対象範囲は以下のとおりで、地方公共団体が行う宅地造成事業をカバー。

(イメージ図)

			都市計画区域内	都市計画区域外
宅地	工業用地	港湾機能と関連あり	①臨海土地造成事業	
		港湾機能と関連なし	②内陸工業用地等造成事業	③流通業務団地造成事業
	商業用地	④都市開発事業(土地区画整理事業、市街地再開発事業等)		
	住宅用地	⑤住宅用地造成事業		

検討課題②

(1) 臨海土地造成事業

①事業の概要

臨海部における工業用地及び都市再開発用地の造成を目的とする土地造成事業等

②関係法令

公有水面埋立法

(2) 内陸工業用地等造成事業

①事業の概要

内陸部における工業用地等の造成を目的とする土地造成事業

②関係法令

農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、公有水面埋立法

(3) 流通業務団地造成事業

①事業の概要

都市計画法及び流通業務市街地の整備に関する法律に基づいて行われる流通業務施設(トラックターミナル、鉄道の貨物駅その他貨物の積卸しのための施設、卸売市場等)の用地の取得造成事業

②関係法令

流通業務市街地の整備に関する法律、都市計画法

※ 昭和41年に「流通業務市街地の整備に関する法律」が制定され、流通業務団地の整備が押し進められたこと等の理由により、昭和47年度から分離し、地方債計画の中に新たに流通業務団地造成事業として事業項目を設けることになったもの。

検討課題③

(4) 都市開発事業

①事業の概要

都市計画区域における公共施設の整備改善及び宅地利用の増進並びに土地の高度利用と都市機能の更新を図るための土地区画整理事業及び市街地再開発事業等

②関係法令

土地区画整理法、都市再開発法、新住宅市街地開発法、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法

(5) 住宅用地造成事業

①事業の概要

土地区画整理事業以外の住宅用地造成事業で買収方式(用地を買収し、地目を宅地として整理造成する方式)又は埋立方式(河川、湖沼、海面等を埋め立てて土地を造成し、宅地として整理する方式)により住宅用地を造成する事業

②関係法令

農地法、都市計画法、森林法、自然公園法、公有水面埋立法

2. 財務規定を適用するメリット

- 造成費用は売却した年度に費用化するため、売却損益が明確
- 未売却土地等の資産の状況が明確
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

検討課題④

3. 留意点

○造成した土地を販売すれば事業が終了するという性質上、事業期間が短い団体が存在することをどう考えるか。

・H23年度に事業終了したもの 24事業
 うち、事業期間 20年以上 10事業
 10～19年以下 10事業
 10年未満 4事業

○小規模事業の取扱い

・H23決算において、営業規模1,000万円未満の団体が71団体あることをどう考えるか。

区 分	団体数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 500百万円	500百万円～ 1000万円	1000百万円 ～		
宅地造成事業	35	10	292	4	341	4,604,817	13,828	71	40	31	87	30	82	1,469,174	0

※営業規模:「資本」+「負債」

※「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」における資金不足比率等を算定するための算定様式の数値より(H23年度)

地方公共団体の行う市場事業について

【市場事業とは】

生鮮食料品等の卸売のために市場を設置し、卸売取引を行う卸売業者等から使用料を徴収して、市場の管理・運営を行う事業。

【現 行】

卸売市場法上の「市場」

●卸売市場

生鮮食料品等の卸売のために開設される市場であって、卸売場、自動車駐車場その他の生鮮食料品等の取引及び荷さばきに必要な施設を設けて継続して開場されるもの。

・中央卸売市場

生鮮食料品等の流通及び消費上特に重要な都市及びその周辺の地域における生鮮食料品等の円滑な流通を確保するための生鮮食料品等の卸売の中核的拠点となるとともに、当該地域外の広域にわたる生鮮食料品等の流通の改善にも資するものとして農林水産大臣の認可を受けて開設される卸売市場。

・地方卸売市場

中央卸売市場以外の卸売市場で、その施設が一定規模以上(※)のもの。

※床面積：青果物(330㎡)、水産物(200㎡)、肉類(150㎡)、花き(200㎡)

	法適用	法非適用	計
都道府県	2	8	10
指定都市	3	15	18
市	9	111	120
町 村	—	11	11
一部事務組合	—	11	11
計	14	156	170

検討課題

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応)

※ 近年、鮮度維持のためのエリア別温度管理施設、冷凍機といった設備を設置する市場が増加。そうした設備の適切な管理・更新といった観点から、過去に比べても経営の重要性が増している状況。

2. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が36事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は茨城県土浦市の約2万円。

単位：百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 500百万円	500百万円～ 1000百万円	1000百万円 ～		
市場事業	9	18	124	10	161	59,595	370	36	36	20	44	15	10	13,646	0.02

※営業規模：「料金収入」－「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない9事業は集計から除外している。

地方公共団体の行うと畜場事業について

【と畜場事業とは】

食用に供する目的で、獣畜(牛、馬、豚、めん羊及び山羊)をとさつし、又は解体するための施設を設置し、利用者から使用料を徴収して、と畜場の管理・運営を行う事業。

【現 行】

と畜場法上の「と畜場」

●と畜場(法第3条第2項)

食用に供する目的で獣畜をとさつし、又は解体するために設置された施設

・一般と畜場(法第3条第3項)

通例として生後一年以上の牛若しくは馬又は一日に十頭を超える獣畜をとさつし、又は解体する規模を有すると畜場

・簡易と畜場(法第3条第4項)

一般と畜場以外のと畜場

	法適用	法非適用	計
都道府県	—	2	2
指定都市	—	9	9
市	—	38	38
町 村	—	10(1)	10(1)
一部事務組合	1	10	11
計	1	69(1)	70(1)

()はうち簡易と畜場

検討課題

1. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上
(安全・安心な食肉を生産・供給するための体制整備)

※近年、枝肉搬送自動化施設、枝肉冷凍施設といった設備を設置すると畜場が増加。そうした設備の適切な管理・更新といった観点から、過去に比べても経営の重要性が増している状況。

2. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が16事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は大阪府貝塚市の0.1万円(H23年度末事業廃止)。

単位：百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 120百万円	120百万円 ～300万円	300百万円 ～		
と畜場事業	2	9	39	10	60	6,963	116	16	14	5	2	20	3	1,279	0.001

※営業規模：「料金収入」－「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない10事業は集計から除外している。

○類似の事業である市場事業に比べても、小規模な事業が多い。

<営業規模別事業数>

	市場(非適:147事業)	と畜場(非適:59事業)
50百万円以下	49.0%(72事業)	50.8%(30事業)
2.5百万円以下	10.0%(14事業)	20.3%(12事業)

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない10事業(と畜場)、9事業(市場)は集計から除外している。

地方公共団体の行う観光施設事業について

【現 行】

「観光施設事業」

- 観光施設事業とは、観光を目的とする施設の設置・運営事業をいう。

	法適用	法非適用	計
観光施設事業			
休養宿泊施設	24	108	132
索道	7	52	59
その他観光施設	23	142	165
計	54	302	356

※ 休養宿泊施設、索道、その他観光施設の区分は決算統計上のもの。

左のうちその他観光施設の施設数の内訳(※団体数は165)

	法適用	法非適用	計
温泉	15	96	111
観光会館	—	3	3
城	—	7	7
公園	—	10	10
動植物園	—	8	8
博物館	2	2	4
資料館	—	7	7
水族館	—	2	2
休憩施設等	2	18	20
その他	15	98	113
計		251	285

※その他には、ゴルフ場、キャンプ場、スキー場等がある。

検討課題①

1. 「観光施設事業」の定義の明確化

- ・「観光施設事業」については、地財令でも規定されているが、詳細について法令上の定義はない。
- ・なお、宿泊施設については旅館業法、索道については鉄道事業法に規定あり。

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

検討課題②

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が61事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は山梨県山中湖村の約0.3万円。

単位：百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 150百万円	150百万円～ 300百万円	300百万円 ～		
休養宿泊	0	3	70	0	73	9,968	137	15	16	14	7	12	9	864	0.04
索道	0	0	40	0	40	2,366	56	11	11	12	3	1	2	383	0.2
その他観光	7	3	133	1	144	14,239	99	35	44	26	11	14	14	886	0.003

※営業規模：「料金収入」－「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない休養宿泊：59事業、索道：19事業、その他観光：21事業は集計から除外している。

○指定管理者制度を導入している事業が非常に多い状況をどう考えるか。
(休養宿泊施設 56事業／132事業)

○一般会計において実施している事業があることをどう考えるか(例 博物館)。

各事業の検討 目次

○簡易水道事業	…P. 4	○介護サービス事業	…P.37
○船舶運航事業	…P. 7	○有料道路事業	…P.41
○電気事業	…P.10	○駐車場整備事業	…P.43
○下水道事業	…P.13	○その他事業	…P.46
○港湾整備事業	…P.21		
○宅地造成事業	…P.24		
○市場事業	…P.29		
○と畜場事業	…P.31		
○観光施設事業	…P.33		

地方公共団体の行う介護サービス事業について

【現 行】

介護保険法上の「介護サービス事業」

・介護保険制度において、介護サービスに要する経費は介護報酬等により賄われるものとなっており、地方公共団体が行う介護サービス事業は公営企業に該当するものと考えられる。

・公営企業決算統計においては、5施設に係るものを対象としている。

- 指定介護老人福祉施設
- 介護老人保健施設
- 老人短期入所施設
- 老人デイサービスセンター
- 指定訪問看護ステーション

	法適用	法非適用	計
都道府県	-	(1) 1	(1) 1
指定都市	-	(7) 8	(7) 8
市	(17)21	(203)235	(220)256
町 村	(15)17	(204)221	(219)238
一部事務組合	(7) 8	(62) 81	(69)89
計	(39)46	(477)546	(516)592

※ ()は団体数

検討課題①

1. 「介護サービス事業」の定義の明確化

- ・介護保険法において、介護報酬が支払われるサービス・施設が特定されている。

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上
- 施設等の職員配置基準があり、当該職員の退職に備えた引当が特別会計においてなされる
※介護報酬については、全国一律

3. 留意点

- 1) 5施設の事業以外にも介護サービス事業を実施している団体が多数あることについてどう考えるか。

※1 介護保険特別会計に介護サービス事業勘定を設けて5施設での事業以外の介護サービス事業を実施している団体数は、302（厚生労働省調査等より）

2 介護サービス事業勘定を設けることなく介護サービス事業を実施している団体数は把握できていない

検討課題②

3. 留意点(つづき)

3 5施設以外で、老人福祉法に位置付けられる施設(例:養護老人ホーム)などにおいて、福祉業務と介護サービス事業を一体的に行っているケースについてどう考えるか。

※4 介護サービス事業の一つである「居宅介護支援」「介護予防支援」として、居宅要介護者等の依頼を受けて、ケアプランを作成するとともに、他の介護サービス事業者などとの連絡調整その他の便宜の提供などのみを行う市町村についてどう考えるか。

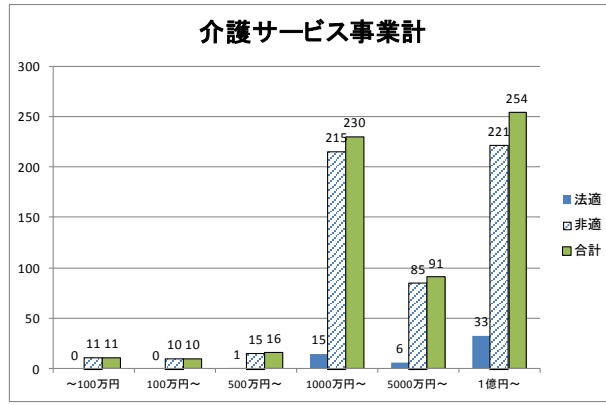
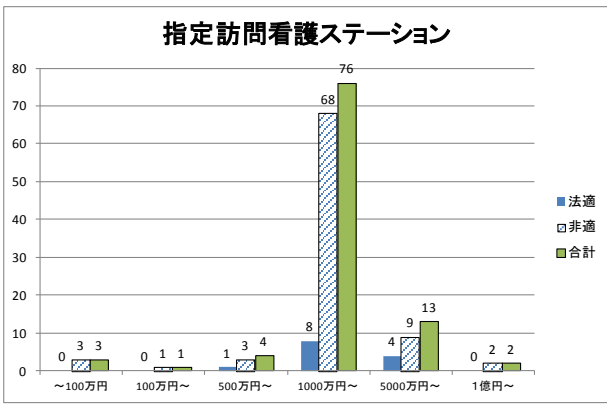
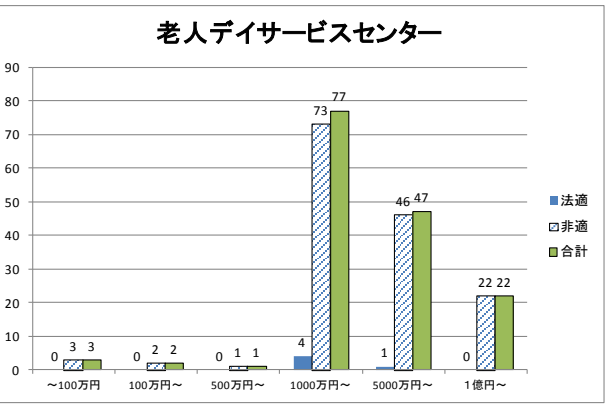
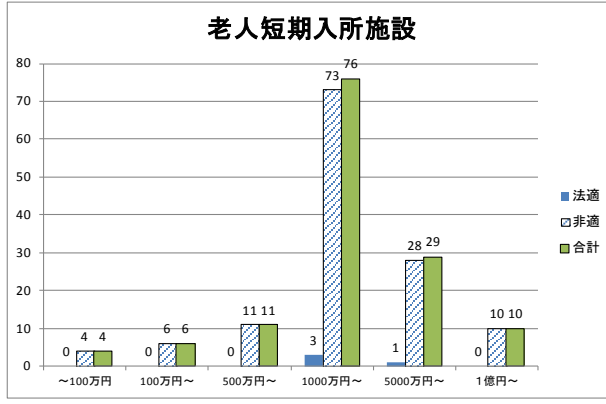
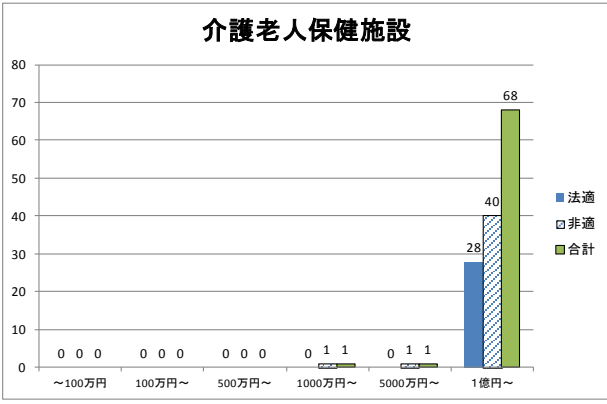
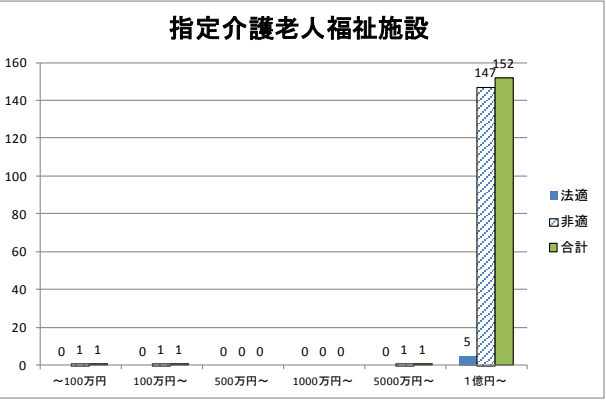
2) 指定介護老人福祉施設及び介護老人保健施設以外の介護サービスについては、事業規模が極めて小さいことについてどう考えるか。

3) 指定管理者制度(利用料金制)の採用等により介護サービス収益がない事業(5施設の区分)が232あることについてどう考えるか。

4. その他

・「病院事業・介護サービス事業債」の対象となる施設は、5施設に限定されている。

介護サービス事業の収益規模別の施設数 (指定管理者制度を採用している施設を除く)



地方公共団体の行う有料道路事業について

【現 行】

「有料道路事業」

- ・ 有料道路事業は、公営企業として地財法・地公企法に規定されたことはない。
- ・ 決算統計においては、昭和39年から観光施設事業のひとつとして調査対象とされている(現在は有料道路事業単独で対象とされている。)。決算統計の調査対象は、道路整備特別措置法第18条、道路運送法第47条及び第61条、道路法第25条等に基づく事業。
- ・ 地方債計画においては、観光その他事業の枠の中に計上されている。
- ・ 現在、一般自動車道(大阪市)と公園道路(熊本県阿蘇市)が1つずつ存在。

	法適用	法非適用	計
都道府県	0	0	0
指定都市	0	1	1
市	0	1	1
町 村	0	0	0
一部事務組合	0	0	0
計	0	2	2

検討課題①

1. 留意点

- 対象事業が2事業であり、うち1事業は平成26年度に事業終了予定である点をどう考えるか。

地方公共団体の行う駐車場整備事業について

【現 行】

駐車場法等における「駐車場」

○ 一般公共の用に供する有料駐車場には、以下の種類が存在。

道路区域外 届出駐車場(駐車場法第2条第2号、12条)

その他の路外駐車場(駐車場法第2条第2号)

道路区域内 道路管理者が整備する駐車場(道路法第2条第2項第6号)

路上駐車場(駐車場法第2条第1号)

} 公営企業の駐車場整備事業
として主に想定(決算統計対象)

} 公営企業債発行可

	法適用	法非適用	計
都道府県	5	6	11
指定都市	0	16	16
市	4	185	189
町 村	0	14	14
一部事務組合	0	0	0
計	9	221	230

検討課題①

1. 「駐車場整備事業」の定義の明確化

○ 駐車場法の駐車場

…道路交通の円滑化を図り、もって公衆の利便に資するとともに、都市の機能の維持及び増進に寄与することを目的として設置されたもの。

- ・ 届出駐車場(駐車場法第2条第2号、第12条)
- ・ その他の路外駐車場(駐車場法第2条第2号)
…道路の路面外に設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。
- ・ 路上駐車場(道路法第2条第2項第6号)
…駐車場整備地区内の道路の路面に一定の区画を限って設置される自動車の駐車のための施設であって一般公共の用に供されるもの。

○ 道路法の駐車場(道路法第2条第2項第6号)

…「道路の附属物」(道路の構造の保全、安全かつ円滑な道路の交通の確保その他道路の管理上必要な施設又は工作物)としての駐車場。

検討課題②

2. 財務規定を適用するメリット

- ストック情報の的確な把握により、適切な更新計画の策定が可能に
- 損益情報の的確な把握により適切な経営計画の策定が可能に
- 経営の自由度向上による経営の効率化とサービス向上
- 住民や議会によるガバナンスの向上

3. 留意点

○小規模事業の取扱い

- ・H23決算において、営業規模1,000万円未満の事業が28事業あることをどう考えるか。
- ・最も営業規模が小さい団体は岩手県釜石市の0.1万円。

単位:百万円

区分	事業数					営業規模 (合計)	営業規模 (平均)	営業規模別団体数						最大 営業規模	最小 営業規模
	都道府県	指定都市	市町村	一部事務 組合	計			～10百万円	10百万円～ 50百万円	50百万円～ 100百万円	100百万円～ 150百万円	150百万円 ～300万円	300百万円 ～		
駐車場事業	10	15	189	0	214	22,875	107	28	79	38	19	29	21	909	0.001

※営業規模:「料金収入」-「受託工事収益」

※指定管理者制度(利用料金制)を導入している等の理由により23年度中に営業収益が生じていない16事業は集計から除外している。

○一般会計において実施している事業があることをどう考えるか。

- ・一般会計で実施している理由は、「小規模な事業であり、料金収入による運営が困難」とするものが多い状況。

地方公共団体の行うその他事業について

【現 行】

「その他事業」

地方財政法第5条に規定する公営企業のうち、同法第6条により特別会計設置義務が課されていないものが存在。このうち、その他下水道事業、介護サービス事業、駐車場整備事業、有料道路事業といったもの以外の事業が、「その他事業」とされている。

(イメージ図:任意適用事業のみ)

地方財政法第5条第1号に規定する公営企業

(地方財政法第6条の公営企業)

- 交通(船舶)
- 簡易水道
- 港湾整備
- 市場
- と畜場
- 観光施設
- 宅地造成
- 公共下水道

- その他下水道
- 介護サービス
- 駐車場整備
- 有料道路

○その他

	法適用	起債事業 (H19~H23)	計
都道府県	10	11	21
指定都市	1	9	10
市	16	40	56
町 村	7	10	17
一部事務組合	3	2	5
計	37	72	109

検討課題①

1. 「その他事業」の定義の明確化

- ・「その他事業」については、それ自体法律上の定義はない。
(その他事業の中に含まれる事業において、事業法等により法律上定義しうるものは存在しうる。)

(その他事業の状況)

事業 ※事業の整理は便宜的に今回行ったもの。	法適用事業	起債事業 (H19～H23)	計
墓園	—	47	47
産業廃棄物処理施設	1	11	12
コミュニティプラント	9	—	9
ケーブルテレビ等	2	7	9
公営競技	—	6	6
診療所	6	—	6
資産運用事業	5	—	5
水源開発(ダム)	3	—	3
砕石事業	2	—	2
倉庫事業	2	—	2
自由貿易施設	—	1	1
ブドウ・ブドウ酒事業	1	—	1
ぶどう果樹研究所	1	—	1
自動車教習所	1	—	1
市営住宅事業	1	—	1
温泉事業	1	—	1
共同生活介護施設	1	—	1
市設魚揚場	1	—	1
計	37	72	109

検討課題③

2. 留意点

- その他事業について、これまで法適用事業のみが決算統計の調査対象とされ、対象事業についても、他事業に比べて個別の状況を把握できていない状況をどう考えるか。
(地方財政法第5条に規定する公営企業で、同法第6条により特別会計設置義務が課されていないもののうち、その他下水道、介護サービス、駐車場整備、有料道路については、決算統計上独立した項目が設けられ、法適用・非適用事業の状況について把握してきているところ。)
- 10以上の事業数が把握できるのは、墓園(47事業)及び産業廃棄物処理施設(12事業)のみであることをどう考えるか。